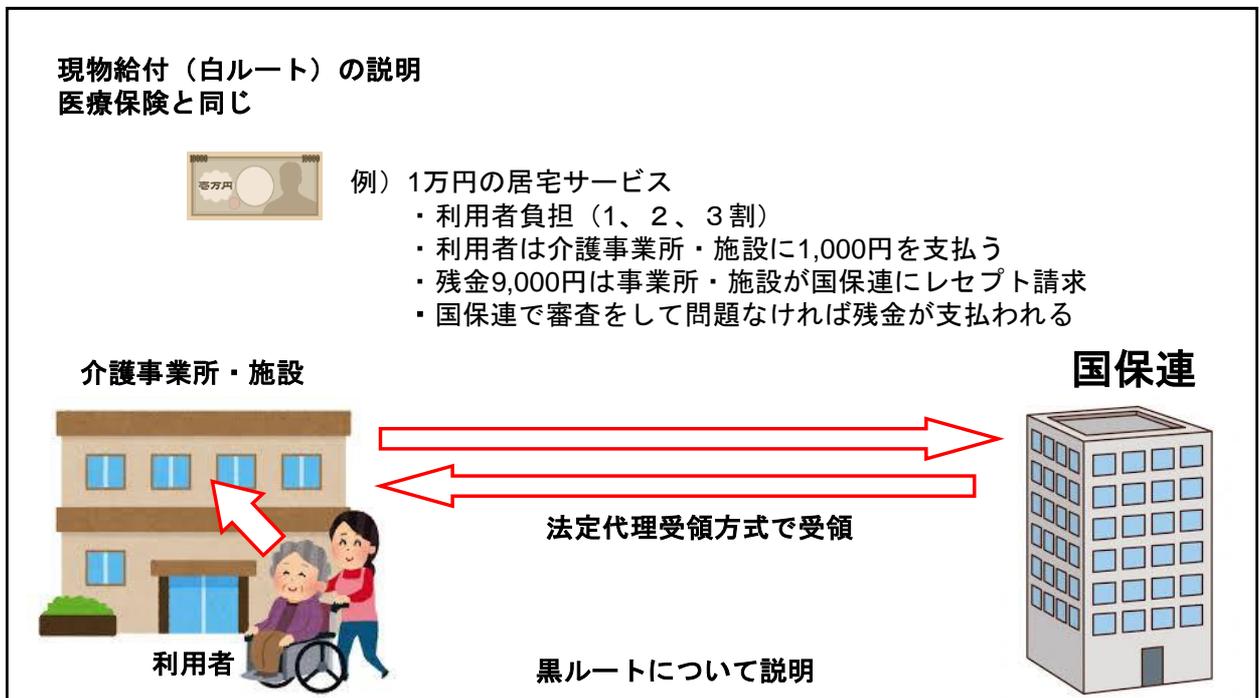
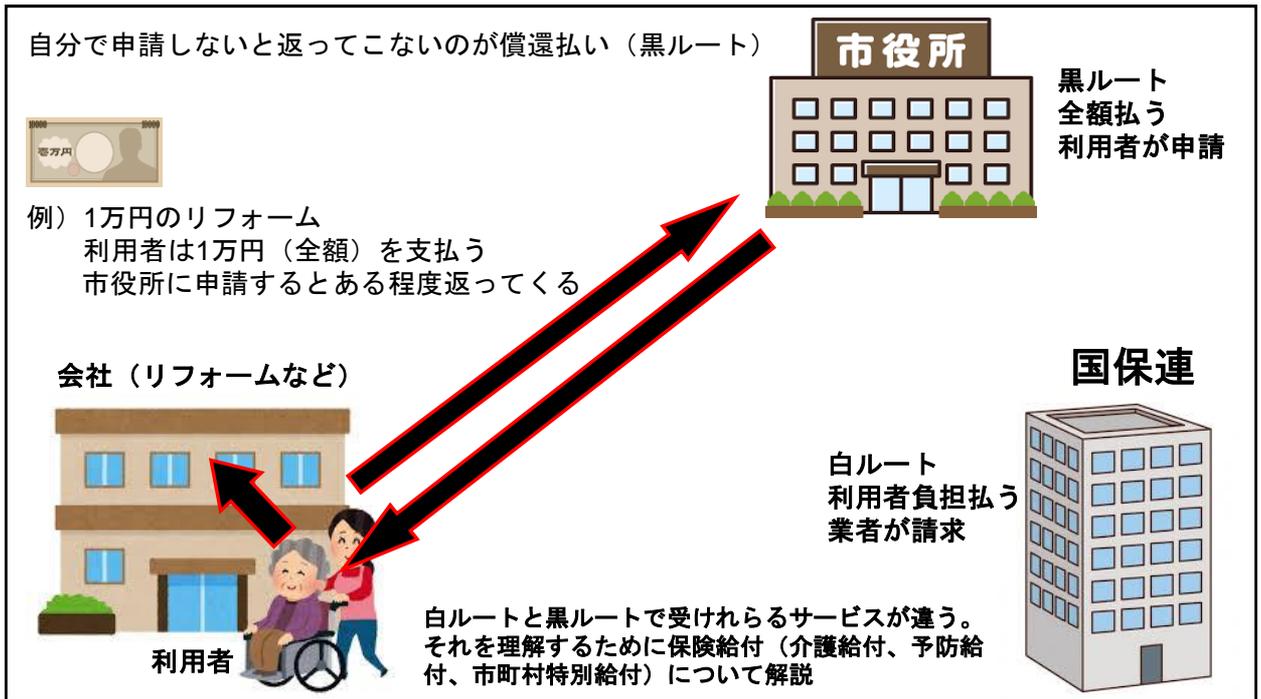


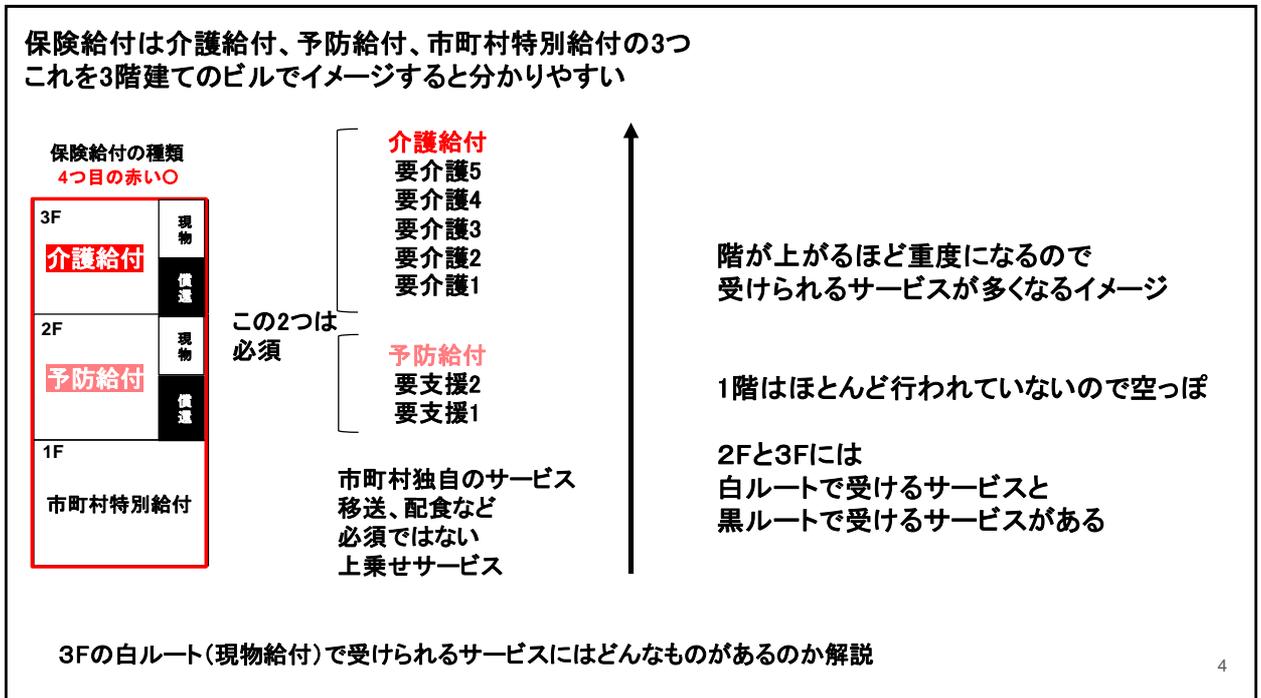
1



2



3



4

介護サービスの種類

3Fの介護給付で受けられる白ルートのサービスはめっちゃ多いそれが真ん中の枠

保険給付の種類
4つ目の赤い○

3F	現物	3F白 →
介護給付		
2F	現物	
予防給付		
1F	市町村特別給付	

<p>居宅サービス A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問 ほぼ1 訪問介護 2 訪問入浴介護 3 訪問看護 4 訪問リハビリ 5 居宅療養管理指導 ・通所 つ6 通所介護 7 通所リハビリ ・短期入所 た8 短期入所生活介護 9 短期入所療養介護 ・その他 10 特定施設入居者生活介護 11 福祉用具貸与 12 特定福祉用具販売 	<p>地域密着型サービス B</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 定期巡回・随時対応型 ② 夜間対応型訪問介護 ③ 地域密着型通所介護 ④ 認知症対応型通所介護 ⑤ 小規模多機能型居宅介護 ⑥ 認知症対応型共同生活介護 ⑦ 地域密着型特定施設入居者 ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設 ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護
<p>施設サービス D</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 	<p>居宅介護支援 C</p>

アルファベットと数字で置き換えて覚える

- ・4つのカテゴリ
- ・居宅サービス12がA
地域密着型サービス9がB
居宅介護支援がC
施設サービスがD
- ・Aは訪問5、通所2、短期入所2、その他3の計12。この順で数字に置換。福祉系が先、医療系が後
- ・Bは9つ、この順で○のついた数字に置換。医療系は①、⑨
- ・Cは1つ
- ・Dは4つ(医療系が3つ)

※医療系は医療分野、福祉系は福祉分野でも出題される

この3Fは何が何でも覚える。書ける必要はない。(AとBは数字を聞いたらい思い出せればOK)
3Fを覚えたら2Fは楽に覚えられる

5

保険給付が適用される介護サービスの種類

3Fの白ルートはA、B、C、Dの4つあったが2Fの白はA、B、Cの3つになって数も減る

保険給付の種類
4つ目の赤い○

3F	現物	3F白 →
介護給付		
2F	現物	
予防給付		
1F	市町村特別給付	

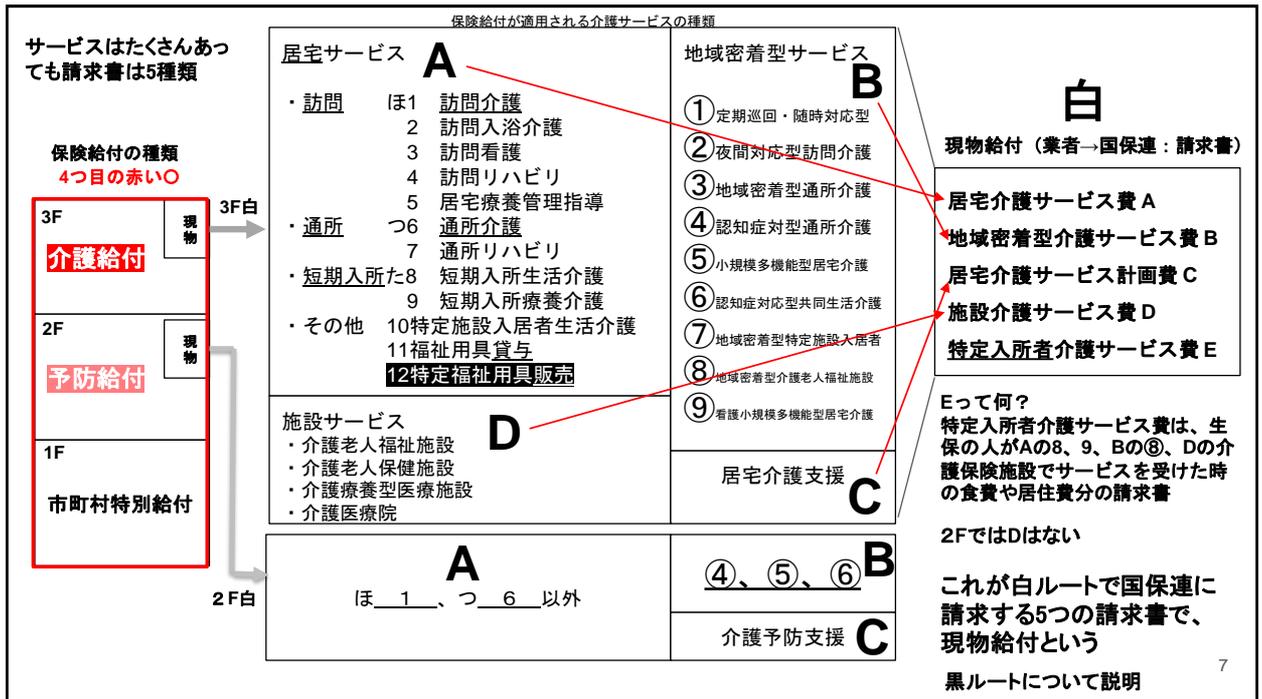
<p>居宅サービス A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問 ほぼ1 訪問介護 2 訪問入浴介護 3 訪問看護 4 訪問リハビリ 5 居宅療養管理指導 ・通所 つ6 通所介護 7 通所リハビリ ・短期入所 た8 短期入所生活介護 9 短期入所療養介護 ・その他 10 特定施設入居者生活介護 11 福祉用具貸与 12 特定福祉用具販売 	<p>地域密着型サービス B</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 定期巡回・随時対応型 ② 夜間対応型訪問介護 ③ 地域密着型通所介護 ④ 認知症対応型通所介護 ⑤ 小規模多機能型居宅介護 ⑥ 認知症対応型共同生活介護 ⑦ 地域密着型特定施設入居者 ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設 ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護
<p>施設サービス D</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 	<p>居宅介護支援 C</p>

- ・Aは12→10(1、6が減る)
(地域支援事業へ移行)
- ・Bは9→3
(医療系①、⑨×、認知症の3つ)
- ・Cは1つ
- ・Dは無くなる
(2Fは施設に入所できない)
- ・2Fと3Fでは受けられるサービスが違う
2Fの方が状態が軽いので受けられるサービス少ない
- ・事業者の指定は
左AとDが都道府県知事
右BとCが市町村長

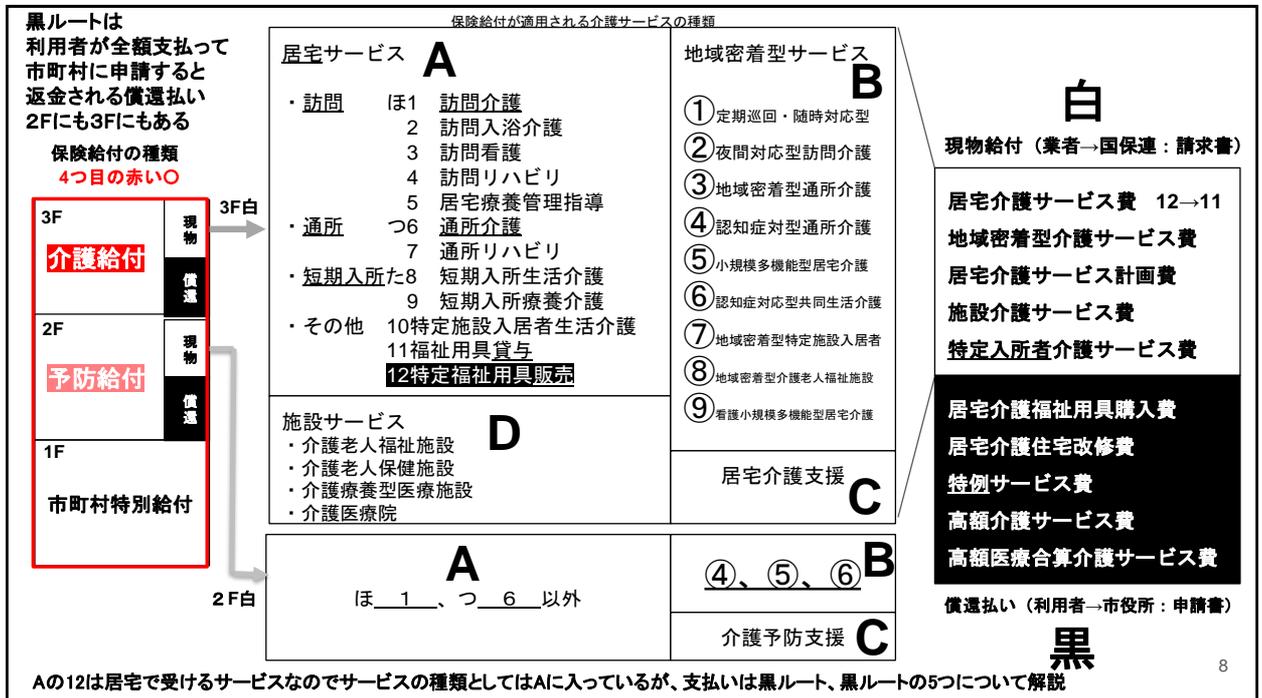
<p>A</p> <p>ほ 1、つ 6 以外の10個</p>	<p>B</p> <p>④、⑤、⑥</p>
<p>C</p> <p>介護予防支援</p>	

2Fでも3Fでもサービスを受けたら利用者負担を払う、残りは業者さんが国保連に請求。この請求書について説明

6



7



8

居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費については福祉分野でも出題される
介護支援分野で出題されるところを解説

居宅介護福祉用具購入費

特定福祉用具販売はA12だが白ルートの居宅介護サービス費にはならない
申請して返ってくる黒ルート

Q特定福祉用具販売は居宅介護サービス費に含まれる×

Q居宅介護サービス費として認められるサービスは12種類である×

福祉用具購入費支給限度基準額 1年間で10万円が重要

例)利用者負担1割の人が10万購入した場合
10万円支払い→申請→9万返金(利用者負担1万)

居宅介護住宅改修費

住宅改修費支給限度基準額 同一住宅で20万円

例)利用者負担1割の人が20万のリフォームした場合
20万円支払い→申請→18万返金(利用者負担2万)

その他の支給限度基準額について説明

支給限度基準額を決めるのは国
最低ラインを決めるのは国

市町村はサービス向上のため
上乗せすることができる

白

現物給付(業者→国保連:請求書)

居宅介護サービス費 12→11
地域密着型介護サービス費
居宅介護サービス計画費
施設介護サービス費
特定入所者介護サービス費

居宅介護福祉用具購入費
居宅介護住宅改修費
特例サービス費
高額介護サービス費
高額医療合算介護サービス費

償還払い(利用者→市役所:申請書)

黒

9

9

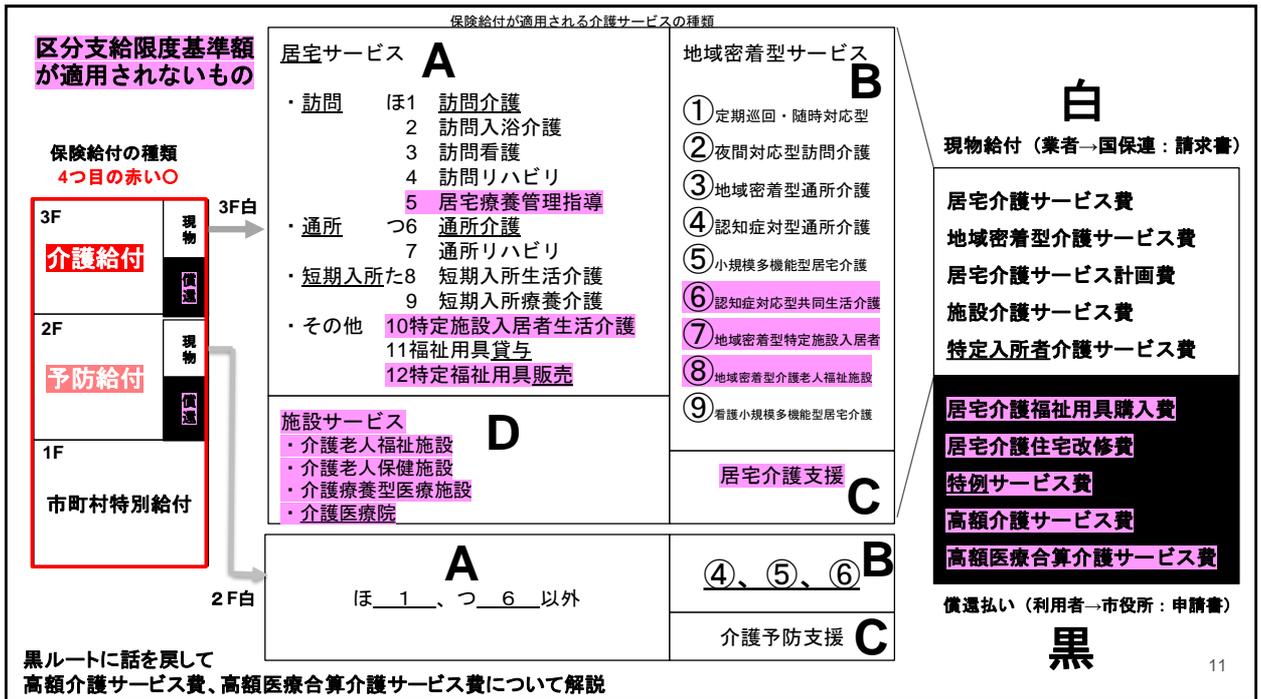
支給限度基準額

	設定	上乗せ
福祉用具購入費支給限度基準額 10万/年	国	市町村
住宅改修費支給限度基準額 20万(同一住宅)		
区分支給限度基準額 要介護5 約35万/月 要支援1 約5万/月		
種類支給限度基準額	市町村	

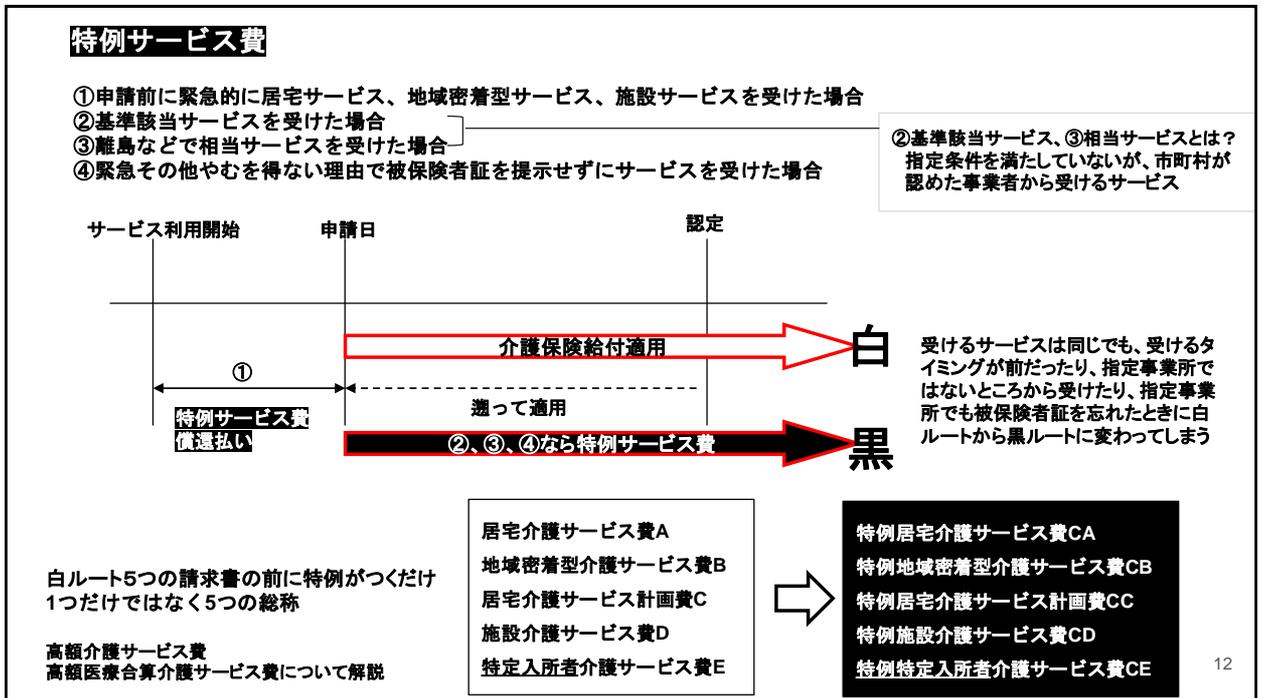
区分支給限度基準額が適用されないものは、A5、10、12(黒ルートの福祉用具購入費支給限度基準額)
B⑥、⑦、⑧、C、D

種類支給限度基準額は別動画で解説、公平にサービスが提供されるようにするためのもの
サービスを提供する業者が少ない地域では利用回数を制限せざるを得ない
利用回数を制限する=区分支給限度基準額を下げる=種類限度基準額

10



11



12

高額介護サービス費（3F黒ルート）**高額介護予防サービス費（2F黒ルート）**

医療の高額療養費の介護版

- 1か月に支払った介護サービスの利用者負担分(1、2、3割)が負担上限額を超えた場合、黒ルートで返ってくる
- ・月単位、世帯単位（年単位×、個人単位×）
 - ・対象とならないサービスはA12（償還払い）、住宅改修費、C（もともと利用者負担がないから）

所得区分		負担上限額
現役並み	1160万以上	140,100円
	770～1159万	93,000円
	383～769万	44,400円
一般		44,400円
市町村民税非課税		24,600円
生活保護		15,000円

法改正で現役並みが3つに分かれた
（以前は383万以上は44,400円の1つだけ）
この数字を覚えるのはオススメしない

出題されるとしたら

- ・高額介護サービス費の現役並み所得の負担上限額は所得に関係なく44,400である×

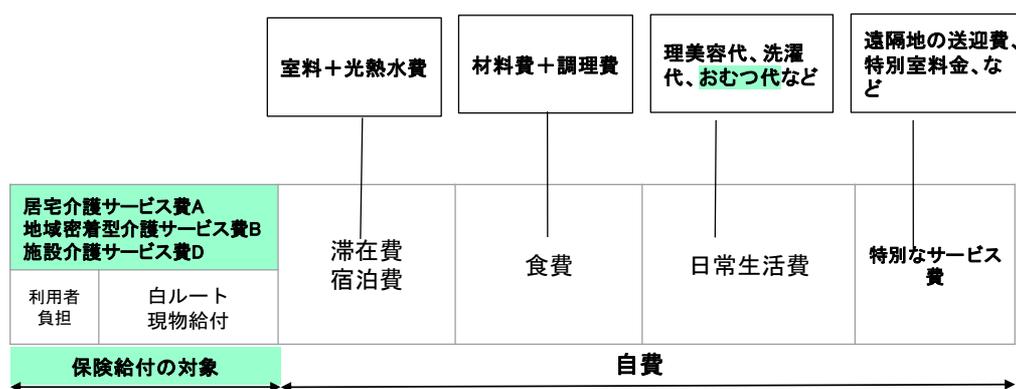
高額医療合算介護サービス費(3F黒ルート)**高額医療合算介護予防サービス費(2F黒ルート)**

- ・1年間に支払った医療と介護の利用者負担の合計が負担上限額を超えた場合に、超えた分が償還払いとなる。
- ・医療費と介護費の割合から医療保険分と介護保険分が按分して払われる
- ・年単位、世帯単位（月単位×、個人単位×）
- ・対象とならないサービスはA12（償還払い）、住宅改修費、C（もともと利用者負担がないから）

13

13

- ・介護にかかる費用は保険が認められる範囲と認められない範囲がある
- ・利用者負担という用語は白ルートの保険が認められるところの話
- ・認められた範囲に対して利用者負担額が所得に応じて1、2、3割
- ・居宅介護サービス計画費Cは利用者負担ゼロ（10割保険給付）



※おむつ代はA8・9、B⑧、Dでは保険給付の対象(利用者負担がある＝ある方が得)

※特定入所者介護サービス費(生保の人がA8、9、B⑧、Dを受けた時)は滞在費と食費まで対象となる

※社会福祉法人による利用者負担軽減制度では食費、滞在費、居住費も対象となる

〇〇の対象になるならない、〇〇の適応されるされないについてはアルファベットと数字で覚える方法を紹介

14

14

黒ルートの特例サービス費のこと	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準該当サービスの対象となる A 1、2、6、8、11 Bx CO Dx 	↑ 白が黒になる話
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費の対象となる 白ルート+保険範囲+利用者負担ある（白Cx、黒ルートx、自費部分x） ・ 特定入所者介護サービス費（白ルートE）の対象となる A 8、9 B⑧ Cx D 4つ ・ おむつ代が保険給付になるもの A 8、9 B⑧ Cx D 4つ ・ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の対象となる A 1、6、8 B⑥⑦以外 Cx D介護老人福祉施設 	利用者負担の話
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区分支給限度基準額が適用されないもの A 5、10、12 B⑥⑦⑧ Cx Dx 	↓ 支給限度基準額

15

15

問題 2 要支援者が利用できるサービスとして正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 認知症対応型共同生活介護
- 2 認知症対応型通所介護
- 3 看護小規模多機能型居宅介護
- 4 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 5 小規模多機能型居宅介護

16

16

問題 7 介護保険法において現物給付化されている保険給付として正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 居宅介護福祉用具購入費の支給
- 2 施設介護サービス費の支給
- 3 居宅介護住宅改修費の支給
- 4 特定入所者介護サービス費の支給
- 5 高額介護サービス費の支給

17

17

問題 5 介護保険の保険給付について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 高額介護サービス費の支給は、介護給付の一つである。
- 2 高額医療合算介護サービス費の支給は、市町村特別給付の一つである。
- 3 特定入所者介護サービス費の支給は、介護給付の一つである。
- 4 特例特定入所者介護サービス費の支給は、市町村特別給付の一つである。
- 5 居宅介護サービス計画費の支給は、介護給付の一つである。

18

18

問題 10 介護給付の種類として正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 特例居宅介護福祉用具購入費の支給
- 2 特例居宅介護住宅改修費の支給
- 3 特例地域密着型介護サービス費の支給
- 4 特例特定施設入居者生活介護サービス費の支給
- 5 特例居宅介護サービス計画費の支給

19

19

問題 7 高額介護サービス費の支給について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 第1号被保険者である生活保護の被保護者は、対象とならない。
- 2 居宅要支援被保険者は、対象とならない。
- 3 施設サービスの食費は、対象となる。
- 4 施設サービスの居住費は、対象とならない。
- 5 負担上限額は、所得によって異なる。

20

20

問題 7 支給限度基準額について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 福祉用具貸与には，区分支給限度基準額は適用されない。
- 2 福祉用具購入費には，区分支給限度基準額は適用されない。
- 3 居宅療養管理指導には，区分支給限度基準額は適用されない。
- 4 転居した場合には，改めて支給限度基準額まで居宅介護住宅改修費の支給を受けることができる。
- 5 地域密着型サービスには，居宅介護サービス費等種類支給限度基準額は適用されない。

21

21

問題 8 特定入所者介護サービス費の支給について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 対象となる費用は，食費と居住費(滞在費)である。
- 2 負担限度額は，所得の状況その他の事情を勘案して設定される。
- 3 対象となるサービスには，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は含まれない。
- 4 対象となるサービスには，特定施設入居者生活介護は含まれない。
- 5 対象者には，生活保護受給者は含まれない。

22

22

問題 7 介護サービスに係る利用者負担が高額となった場合の取扱いについて正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 高額介護サービス費の負担上限額は、被保険者の家計に与える影響を考慮して、段階的に設定されている。
- 2 高額介護サービス費の負担上限額を超えた利用料は、常に現物給付となるため、利用者が直接事業者を支払う必要はない。
- 3 高額介護サービス費は、世帯単位で算定される。
- 4 施設介護サービス費に係る利用者負担は、高額介護サービス費の対象となる。
- 5 高額医療合算介護サービス費は、医療保険から支給される。

23

23

問題 8 社会福祉法人による利用者負担額軽減制度の対象となる居宅介護サービスとして正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 訪問入浴介護
- 2 訪問看護
- 3 小規模多機能型居宅介護
- 4 夜間対応型訪問介護
- 5 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業

24

24

問題 9 介護保険の利用者負担に係る低所得者対策について正しいものはどれか。

2つ選べ。

- 1 生活保護受給者は、高額介護サービス費の支給の対象とはならない。
- 2 特定入所者介護サービス費の対象者には、申請により「介護保険負担限度額認定証」が交付される。
- 3 特定入所者介護サービス費支給後の利用者負担額については、社会福祉法人による利用者負担額軽減制度は適用されない。
- 4 社会福祉法人による利用者負担額軽減制度の対象には、食費が含まれない。
- 5 社会福祉法人による利用者負担額軽減制度の対象には、居住費が含まれる。

25